

社会福祉法人旭川育成会やすらぎ園地域連携推進会議規程

令和 7 年 3 月 27 日制定

(設置)

第 1 条 社会福祉法人旭川育成会指定障害者支援施設やすらぎ園と地域社会との連携を推進するために、障害者支援施設やすらぎ園地域連携推進会議（以下「地域連携推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 地域連携推進会議は、本園と地域の連携により、利用者と地域との関係づくり、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 地域連携推進会議は、目的達成のために次に掲げる業務を行う。

(1) 施設による会議の開催

(2) 構成員による施設訪問

2 会議、施設訪問はそれぞれおおむね年 1 回以上開催する。

(組織)

第 4 条 地域連携推進会議は、次の各号の者をもって組織する。

(1) 地域連携推進会議議長（以下「議長」という。）

(2) 地域連携推進会議構成員（以下「地域連携推進員」という。）

2 施設長が必要と認めるときは、地域連携推進会議に副議長（以下「副議長」という。）を置くことができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、施設長が必要と認めるときは、地域連携推進会議の運営に必要な職員を置くことができる。

4 地域連携推進会議の構成員は、理事長が委嘱する。

(議長)

第 5 条 議長は、地域連携推進員のうちから施設長が指名する。

2 議長は、地域連携推進会議の業務を掌理する。

(副議長)

第 6 条 第 4 条第 2 項に基づき副議長を置くときは、地域連携推進員のうちから議長の推薦を受け施設長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐する。

(会議)

第 7 条 地域連携推進会議の開催に当たっては目的達成に向けて地域連携推進員の属性を考慮した議題設定を行う。

2 会議資料作成に当たり、個人名や個人が特定される情報の記載を避けるとともに、記載

内容から個人が特定されないよう、個人情報には十分留意する。また、利用者や利用者の家族から同意を得た上で会議や会議資料等で個人情報を取り扱う場合でも、会議終了後に資料を回収するなど配慮する。

- 3 会議開催後、速やかに施設等が行った報告、構成員からの要望や助言等について、個人情報保護のため個人が特定される部分は削除するなどの配慮のうえ議事録を作成する。
- 4 前項議事録は、ホームページや広報誌などへ記載し公表する。

(構成員)

第8条 地域連携推進員は、次の者を必須とする。

- (1) 利用者
 - (2) 利用者家族
 - (3) 地域の関係者
- 2 前項に規定する者のほか、施設長が必要と認めるときは、次の者を任意で置くことができる。
- (1) 福祉に知見のある者
 - (2) 経営に知見のある者
 - (3) 市町村担当者等

- 3 地域連携推進員の人数は前2項から5人を下回らないこととする。

(任期)

第9条 議長、副議長及び地域連携推進員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、副議長の任期の末日は、議長の任期の末日以前とする。

(事務)

第10条 地域連携推進会議の事務は、生活課相談係が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、地域連携推進会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。